

指定管理者モニタリング報告書

指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日
施設名	直鞍産業振興センター 別館
所在地	直方市植木849番地1
担当課	商工観光課
施設設置目的	● 企業、団体等の人材育成、情報交流等の活動を支援し、地域産業の振興を図るため設置。

評価期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
指定管理者	名称 代表者	一般財団法人 直鞍情報・産業振興協会 理事長 秋吉 恭子
	所在	直方市植木1245番地2
利用制度	利用料金制度採用	
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設等の受付・利用料金の収受等、利用に関する業務 ● 施設・設備・備品等の維持管理に関する業務 ● 情報提供・収集に関する業務 ● 直鞍地区産業振興支援事業に関する業務 	
モニタリングの実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 実地確認、事業計画書・事業報告書・業務仕様書・協定書の確認 ● 利用者アンケートによる確認 	

1. 業務の履行状況確認による評価

総合コメント	評価結果
<p>適正な施設管理・運営が行われたかどうか。</p> <p>① 業務、業務の履行状況</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、市の公共施設については、閉館・閉鎖等の対応をしており、イベントの実施や貸館業務については計画通り実施できず、基準に基づく評価については、「D」となった。</p> <p>ただし、コロナ禍においてオンラインを活用したセミナーを実施する等、工夫がみられる部分もあり評価できる。</p> <p>また、月報・業務完了報告書、実地検査において、業務については概ね適正に実施されていることが確認されたが、「危機管理・安全対策」については、施設全体を含む防災訓練がなされていなかったため、「C」評価となっている。今後、施設全体として防災訓練に取組み、適切に</p>	D

<p>運用するよう改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考 <p>事業収支 698,763 円</p> <p>② 自主事業（提案内容）の実施状況 業務完了報告書において、適正に実施されていることが確認された。</p> <p>③ 施設の管理状況 業務完了報告書及び実地検査において、概ね適正に管理されていることが確認された。</p>	
--	--

2. サービスの質的評価

総合コメント	評価結果
<p>利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。</p> <p>① 基本的事項（ソフト面） スタッフ対応の満足度は「非常に満足・満足」合わせて91.3%である。また、今回のアンケートは全て過去施設を利用したことのある方による回答であり、施設の利用に際し、「不便な点がある」や、施設利用及び事業内容の満足度について「不満・非常に不満」と回答した利用者は一人もおらず、リピーターを確保できていると思われる。</p> <p>② 維持管理業務（施設面） 清掃について、91.3%が「非常に良い・良い」と回答しており、細かいところまで清掃が行き届いていたとの意見もあった。引き続き、利用しやすい環境を維持していく。</p> <p>③ 自由意見 館内の清掃状況が良いという意見が複数見られた。また、利用者からの申し出（空調の調節等）に対し、スタッフの対応が良かったという意見もあり、こうした利用者の声を施設職員と共有していくとともに、今後も利用者の満足を得られるような運営ができるよう努める。</p>	<h1>B</h1>

3. 指定管理者の業務遂行能力（財務関係）

総合コメント	評価結果
<p>適正な収支実績等のもとで、継続的・安定的にサービス提供がされているか。</p> <p>① 経営の健全性、継続性</p> <p>別館においては、利用収入が限られており、維持管理における運営が単体では困難であるため、本館と一体となり収支のバランスを取っている。令和2年度の事業収支については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業の中止等により、委託事業の支出が減少したことや、パソコンの購入を次年度に延期したことから、若干の黒字となっているが、今後、コロナ禍においても産業振興を進めるため、積極的な事業の提案・実施に取り組んでもらうこととしたい。</p> <p>② 会計処理の状況</p> <p>年度終了後に事業報告書の提出を行っており、会計処理については適正に行われている。</p>	<h1>B</h1>

※Ⅱ 評価三項目の評価基準		チェックシートの評価結果
A	協定書等の基準を遵守し、目標、計画の水準を上回る管理運営がされている。	全てB以上で、且つ、Aが過半数以上である。
B	協定書等の基準を遵守し、目標、計画の水準を概ね達成する管理運営がされている。	全てC以上で、且つB以上が8割である。
C	協定書等の基準を概ね遵守しているが、一部に改善の要する課題がある。	全てC以上である。
D	協定書等の基準が遵守されておらず、改善を要する課題がある。	Dが含まれている。

4. 総合評価

モニタリング内容の総括	総合評価 ^{※1}
<p>当館は研修室やインキュベート室を備えた施設であり、産業振興を主とする業務を行っている。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、イベントやセミナー、貸館等の業務を中止しており、利用が減少するとともに、思うように事業が実施できない状況となった。</p> <p>産業振興業務においては、自主事業セミナーや指定管理受託者が事務局を務める団体において先を見据えた産業振興施策に取り組んでいる。</p> <p>業務の履行状況確認による評価は、モニタリング基準に当てはめると</p>	<h1>B</h1>

「D」となっている。ただし、これは新型コロナウイルス感染症というパンデミックの影響によるものであり、不可避的な部分が多い。コロナ禍においても時期を調整し、ウェブでの開催を行ったり、人数を制限したり、方法を工夫しながら事業を実施する努力がうかがえ、総合評価は「B」が適切であると判断される。

別館の施設の運営、管理に問題はないが、今後、コロナ禍においても産業振興を進めるため、市と協力しながら、積極的な事業の提案・実施に取り組んでもらうほか、研修室の貸館やインキュベーション室の空き部屋を活用してもらえよう努めてもらいたい。

財務面、管理面ともに概ね適正に運営されていることが確認された。今後も、施設の老朽化に伴う維持管理の対応、直轄地区の産業振興と併せて取り組んでいただきたい。

※Ⅲ 総合評価の評価基準		評価三項目の評価結果
A (優良)	優れていると認められる。	全て B 以上で、且つ、A が 2 つ以上である。
B (良好)	良好であると認められる。 ※軽微な改善点はあったが、速やかに改善され、適切であると判断されるものを含む。	全て B 以上である。
C (課題含)	概ね適正であると認められる。 ※改善点があったが、改善策が講じられているものを含む。	C が含まれている。
D (要改善)	改善が必要である。	D が含まれている。

基準はあるが、実際には、指定管理の取組みについて、定性的な評価（原因や事情等も勘案して評価するなど）も含めて総合的に判断する。